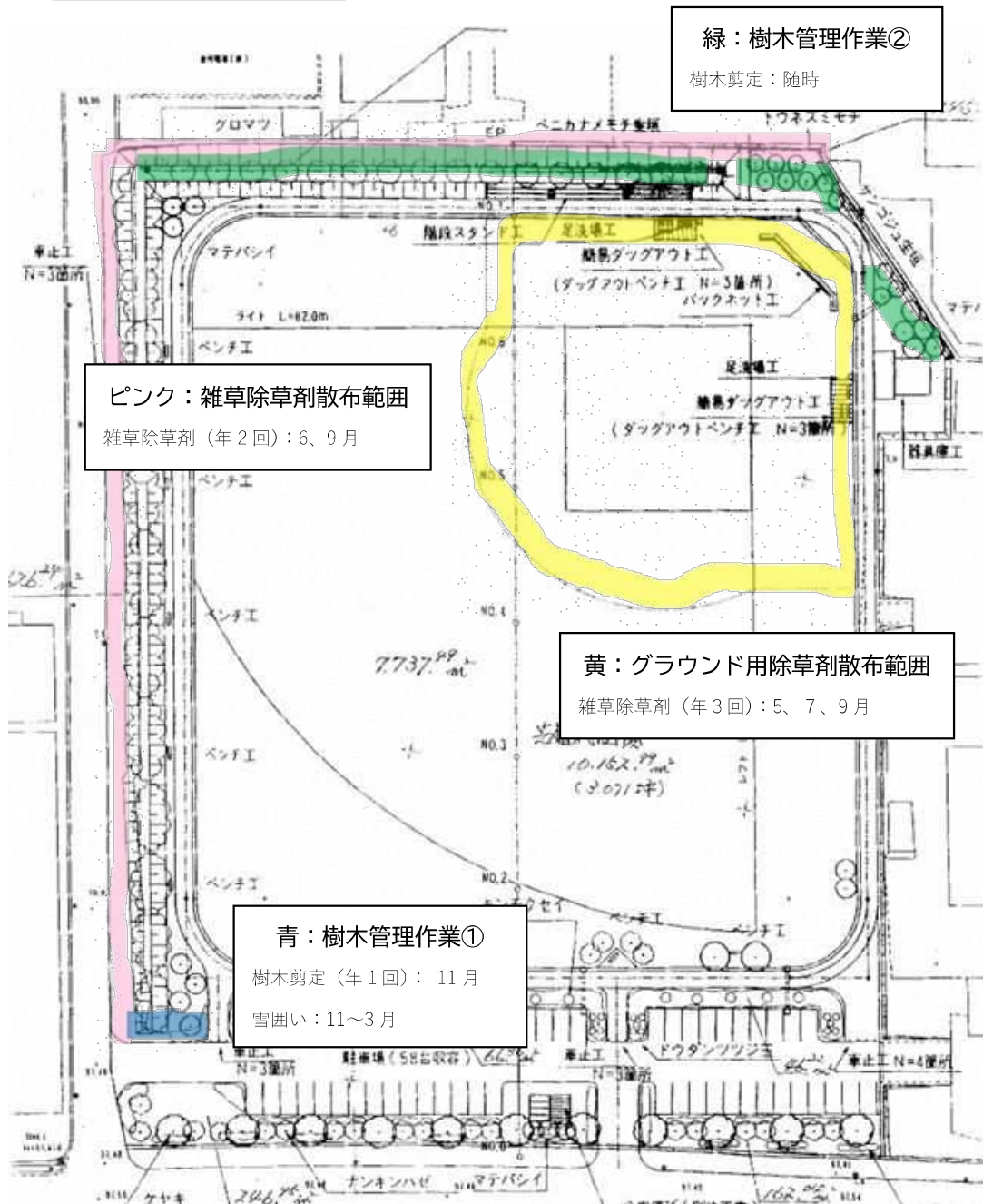


雑草除草剤及びその他作業



※西側土手上の樹木は伐採済みのため、切り株しか残っていない。

《西大沢運動広場》管理作業範囲および作業時期

雑草除草剤及びその他作業



業務内容（屋内競技場を除く）

別紙 2

業務の名称	業務内容	回数
公衆トイレ清掃管理業務	<ul style="list-style-type: none">・ 便器の洗浄・ 床（タイル）の清掃・ 汚物の処理（ゴミの収集）・ 故障箇所の点検・連絡・ トイレトペーパーの補充・ その他簡易な作業	0.5時間×年130回（4月～12月・3月）
防火設備機器保守点検業務	<ul style="list-style-type: none">・ 消防溶接点検業務・・・年2回・ 防火対象物定期点検業務・・・年1回	2回/年
警備保障業務	別紙	毎日
野球場及び大沢野グラウンド整備業務	施設使用前後におけるグラウンド整地、倉庫・ベンチ内清掃、ライン引き及びその他の施設整備の補修補助等	必要に応じて
一般廃棄物回収処理業務		月2回×12ヵ月
西大沢運動広場ナイター照明設備保安管理業務	別紙	毎日

消防用設備及び防火対象物定期点検仕様書

1. 消防用設備内容

- ・ 消火器具
- ・ 自動火災報知設備
- ・ 非常警報器具及び設備
- ・ 誘導灯及び誘導標識

2. 消防用設備点検内容

- ・ 機器点検 1回
- ・ 総合点検(機器点検含む) 1回

3. 防火対象物定期点検内容 1回

4. 実施場所

名 称	所 在 地
(1) 大沢野総合運動公園陸上競技場	富山市八木山650
(2) 大沢野総合運動公園野球場	富山市八木山650

消防用設備等詳細表

建物名称 大沢野総合運動公園陸上競技場
 所在地 富山市八木山650
 設備

区 分	機 器 名	数 量
消火器具	ABC粉末10型消火器	7 本
自動火災報知設備	受信機	1 台
	差動式スポット型感知器	13 個
	定温式スポット型感知器	2 個
	光電式スポット型感知器	4 個
	発信機	2 個
	表示灯	2 個
	音響装置(ベル)	4 個
	電源装置 常用	1 式
	電源装置 予備	1 式
	配線点検	1 式
非常警報器具及び設備	操作部・複合装置	1 台
	増幅器	1 台
	電源装置 常用	1 式
	電源装置 予備	1 式
	スピーカー	11 個
	配線点検	1 式
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	1 台
	通路誘導灯	1 台
	配線点検	1 式

建物名称 大沢野総合運動公園野球場

所在地 富山市八木山650

設備

区 分	機 器 名	数 量
消火器具	ABC粉末10型消火器	4本
非常警報器具及び設備	操作部・複合装置	1台
	増幅器	1台
	電源装置 常用	1式
	電源装置 予備	1式
	スピーカー	15個
	配線点検	1式
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	1台
	通路誘導灯	1台
	誘導標識	2枚
	配線点検	1式

仕様書

1. ①契約物件

所在地： 富山県富山市八木山650

名称： 富山市大沢野総合運動公園管理棟（野球場）

②契約コード： NJ447905

③業務委託料 月額 3,000 円(税別)

2. 使用回線及びシステム商品名

甲の一般公衆回線（常時断線監視機能付）を使用するセコムRX

3. 乙が受託する業務の種類

防犯サービス

各業務の業務提供条件は別紙による。

4. 防犯サービスを受託する場合の業務提供時間は以下のとおりとする。

毎日 18:00～09:00 ただし、甲の休日の防犯サービス提供時間は終日とする。

5. 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については必要の都度、甲乙協議のうえ、文書にて取り決めるものとする。

(防犯サービス)

- 第1条 乙は、以下の時間帯において警報機器または甲の機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行うものとする。
業務提供時間は、別紙仕様書に定める。
2. 乙が本サービスに加えて自動開閉店サービスをも受託している場合、自動開閉店サービスにより開店中のエリアについては、侵入異常の監視は行われぬものとする。
- 第2条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行うものとする。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。ただし、有人運用（警報機器をセットした後も契約物件内または付属施設内に有人と取り決めた場合をいう）の場合は異常内容確認のため速やかに電話連絡するものとする。
- 第3条 甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。
- 第4条 乙は、CD（キャッシュディスプレイ）、ATM（オートメイトテラマシーン）（以下これらを総称して「CD/ATM」という）または金庫（これに準じるものを含む。以下「金庫等」という）の侵入異常を監視する場合、その内部に異常があると認めるときは、直ちに甲の緊急連絡先に電話で通報する。甲の緊急連絡先に指定されている方は、乙より通報を受けたときは速やかに契約物件に急行し、乙はその到着を待って、その立会いのもとにCD/ATMまたは金庫等の内部点検を行うものとする。
2. 甲の緊急連絡先に指定されている方の立会いが不可能な場合またはCD/ATMもしくは金庫等の原状復旧に時間を要すると認められる場合は、乙は甲の要請に基づき必要に応じて臨時常駐警備を実施するものとする。この場合、臨時常駐警備にかかる料金は、乙が責任を負うべき事由による場合を除き、甲が負担するものとする。
3. 金庫等が設置されているエリアが物理的に区画されていない状態、および物理的に区画されている場合であっても金庫等が設置されているエリアのフロア全域が乙による警備監視外の状態において、金庫等に生じた損害については、甲は乙の責任を問わないものとする。
- 第5条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。
2. 甲は、乙が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承するものとする。
- 第6条 警報機器に次の設定をしたことに起因して発生した損害については、甲は乙の責任を問わないものとする。
- ①機器の作動に関し遅延時間を設定した場合または警報機器に自動解除を設定した場合。
②警報機器または甲の機器により異常情報を送信しない時間帯を設定した場合。
③特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの解除操作によりすべての防犯ブロックまたは防犯エリアの異常情報を送信しない設定をした場合。
④特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの警報機器の機能を停止する設定をした場合。
- 第7条 甲の機器または甲が所有する画像伝送システム（以下これらを総称して「甲の機器」という）が正常に作動しないために乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該甲の機器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知する。前項改修がなされるまでの間、乙の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。
2. 甲の機器が正常に作動しないために乙が損害を被った場合、甲は乙の損害金を負担するものとする。
- 第8条 下記事項については、乙の責任の対象外とするものとする。
- ①乙が甲の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。
②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。
③乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。
④本契約において、乙の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。
⑤甲に損害が発生した場合において、当該損害が屋外（屋内であっても業務対象エリア外と境界線上の物理的規制が無いまたは弱い場合を含む。以下同じ）に所在する甲の財物について発生した場合の損害、および警報機器の設置箇所以外または警報機器の機能外で発生した損害。また、屋外と同じ状況下（例：無人駐車場内、無人販売店舗内）にある自動料金精算機、両替機、自動販売機、自動貸出機、宅配ロッカー等の破壊、こじあけ等の侵入異常監視を行う場合、当該監視対象物およびその内部に所在する財物について発生した損害。
⑥甲が警報機器をセットする際に契約物件についての異常の有無の確認を怠ったことにより、警報機器のセット前からの潜入、潜伏者を発見できなかったために生じた盗難、破損、その他損害。
⑦現金、貴重品を契約物件内に保管する場合において、容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合に生じた損害。
- なお、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。
- 第9条 乙が業務を提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指振の権限は乙が有するものとする。

協定事項

(緊急連絡先)

- 第1条 本契約において、甲は緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとする。
1. 甲は前項の内容を変更するときには、事前に遅滞なくその旨文書をもって乙に通知するものとする。
 2. 乙は本契約の業務提供に際し、必要と認めるときは定められた順位に従って、甲のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡するものとする。

(鍵、操作カード)

- 第2条 甲は本契約の目的遂行のため、乙の要求する数の鍵を甲の費用負担で複製し、乙に預託し、乙は預り証を発行し責任をもってこれを保管・管理するものとする。

2. 甲は警報機器操作のため、乙より預託された操作カードについては、責任をもって管理するものとする。追加・再発行（新品不良は除く）にかかる費用は甲が負担する。
3. 警報機器のセット・解除操作にかかわる登録、設定変更、削除等を甲が行う場合、甲は責任をもってその管理を行うものとし、これがなされないことに起因して生じた損害については、乙は責任を負わないものとする。

(通信回線、その他の費用)

- 第3条 乙の業務提供に際し必要な通信料金（警報機器の信号送出にかかる通信料金を含む）、電気料金は甲が負担するものとする。

2. 乙の業務提供が乙名義の回線を使用して行われる場合、甲は乙の承諾を得ずに目的外に当該回線を使用できないものとする。
3. 甲は、警報機器が信号送出する際、甲が使用中の回線が強制的に切断される場合があることを了承し、これにより発生した事態、損害については乙に責任がないことを確認するものとする。
4. 無線通信アダプターは電波を発信するため、ペースメーカーを含む一部の医療機器に影響を及ぼす可能性がある。

(契約物件の変更)

- 第4条 甲は、乙から契約物件の安全確保に支障のあるものについて改善の申し入れを受けたときは、速やかに必要な処置をとるものとする。

2. 甲は、下記事項を了承する。
 - ①甲の都合による契約物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更（甲の機器、通信回線の変更を含む）を行う場合、原則として変更を行う15日前までに文書をもって乙に通知するものとする。
 - ②契約物件に隣接する建物の建設等周囲の状況の変化その他甲において契約物件の安全に関係あると認められる場合は、乙に通知するものとする。
3. 下記についての費用は甲が負担するものとする。
 - ①第1項の改善に要する費用。
 - ②第2項による既設の警報機器の移動または変更等、および新たな警報機器の設置にかかる費用。
4. 甲が第1項の処置をとらなかったために生じた損害、および第2項の通知をしなかったために生じた損害については、乙は責任を負わないものとする。

(特約)

- 第5条 本条に定めた事項が該当する場合は、他の条項に優先して適用されるものとする。

【鍵の預託を受けない場合の特約】

- ①乙は、甲から契約物件に入場するための鍵の預託を受けない場合において、契約物件に入場する必要が発生したときは、事前に甲の緊急連絡先に電話連絡し、その方による鍵の解錠を待って契約物件の点検を行う。この取り決めにより契約物件への入場が遅れたために生じた損害については乙は責任を負わないものとする。

尚、乙の契約物件到着後、20分を経過しても甲の緊急連絡先に指定されている方が契約物件に到着しない場合、乙の契約上の義務は終了するものとする。警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、乙は責任を負わないものとする。

- ②甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。

【危険エリアまたは乙が単独点検しないエリアに関する特約】

乙が契約物件に緊急要員を出動させる場合において、オゾンガス発生設備設置箇所、危険物収容箇所および甲より予め指定された立ち入り禁止エリア等の危険エリア、ならびに甲との合意に基づく乙が単独点検しないエリア（以下「当該エリア」という）の点検が必要と認められた場合の措置は次のとおりとする。

- ①乙は当該エリアの点検が必要と認めるときは、遅滞なく甲の緊急連絡先に電話で通報するものとする。
- ②甲の緊急連絡先として指定されている方は、前号の連絡を受けたときは速やかに契約物件におもむき、乙の緊急要員はその方の現場到着を待って当該エリアの点検を行うものとする。
- ③乙は①②に際し、必要と判断したときは直ちに電話にて警察・消防機関に通報し、緊急出動を要請する等必要な処置をとるものとする。
- ④乙の①による電話通報後、20分を経過しても甲の緊急連絡先に指定されている方が契約物件に到着しない場合、または連絡不能の場合は、乙の契約上の義務は終了するものとする。
警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、乙は責任を負わないものとする。
- ⑤甲は乙による当該エリアに設置された警報機器の点検には必ず立ち会うものとする。

【火災発生時電気錠等を自動開放する場合の特約】

契約物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開

放させる設定をした場合、甲は次の損害について乙の責任を問わないものとする。

- ①当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。
- ②キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。
- ③甲の機器の誤作動に起因して発生した損害。

【画像、音声等を使用して業務を提供する場合の特約】

- ①甲または乙が所有する監視カメラ、音声収集装置および画像センサーなど画像、音声等を送信するもの（以下総称して「画像伝送システム」という）を、業務を提供する際に併せて使用する場合、乙は画像、音声等により違法行為を明らかに認識したとき、もしくは違法行為が極めて短時間になされると明らかに認めるときは、所定の業務を提供するほか画像伝送システムにアナウンス機能がある場合は違法行為者を退去させる目的で直ちに音声による所定のアナウンスを行う。この場合、甲は違法行為者が甲等に対して危害、損害を加えるなどの行動をとることがありうべきことについて予め認識し、これを了承するものとする。
- ②画像伝送システムに使用される通信回線は、画像、音声等の送信がなされている間は他の目的に使用できなくなることを、甲は予め了承するものとする。
- ③乙は、画像、音声等により違法行為がなされていないと判断したときは、緊急要員を出動させないことができるものとする。
- ④乙は、警報機器の点検時に画像伝送システムの点検を行うものとする。甲は画像伝送システムの故障その他異常の発生を知ったときは直ちに乙に通知するものとする。
- ⑤乙は前身において画像伝送システムの故障その他異常を知ったときは速やかに点検を行い、その結果必要と認めるときは修理または交換の処置をとるものとする。この場合、甲が所有する画像伝送システムの修理または交換に要する費用は品質保証期間を除き、すべて甲が負担するものとする。
- ⑥画像伝送システムの故障その他の異常および設置条件（照度を含む）に変更を及ぼす事由が発生したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で乙がこれを知らなかった場合において、それによって生じた損害については乙はその責任を負わないものとする。
- ⑦画像伝送システムの画像監視エリア外については、画像伝送システムを使用しての業務提供は行わないものとする。また乙の責任によらない事由による通信回線・通信設備の不具合（画像、音声等を送信するのに十分な空き帯域が確保されていない場合、および無線通信ができない場合を含む）により、画像、音声等が送信されない、または画質、音質等が低下し画像、音声等の確認ができないときは、画像、音声等を使用しての業務（フオギーユニットを設置している場合はその作動を含む）の提供は停止されるものとする。これらにより発生または拡大した被害については、乙はその責任を負わないものとする。
- ⑧甲は、乙が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承する。

【プライバシーに関する特約】

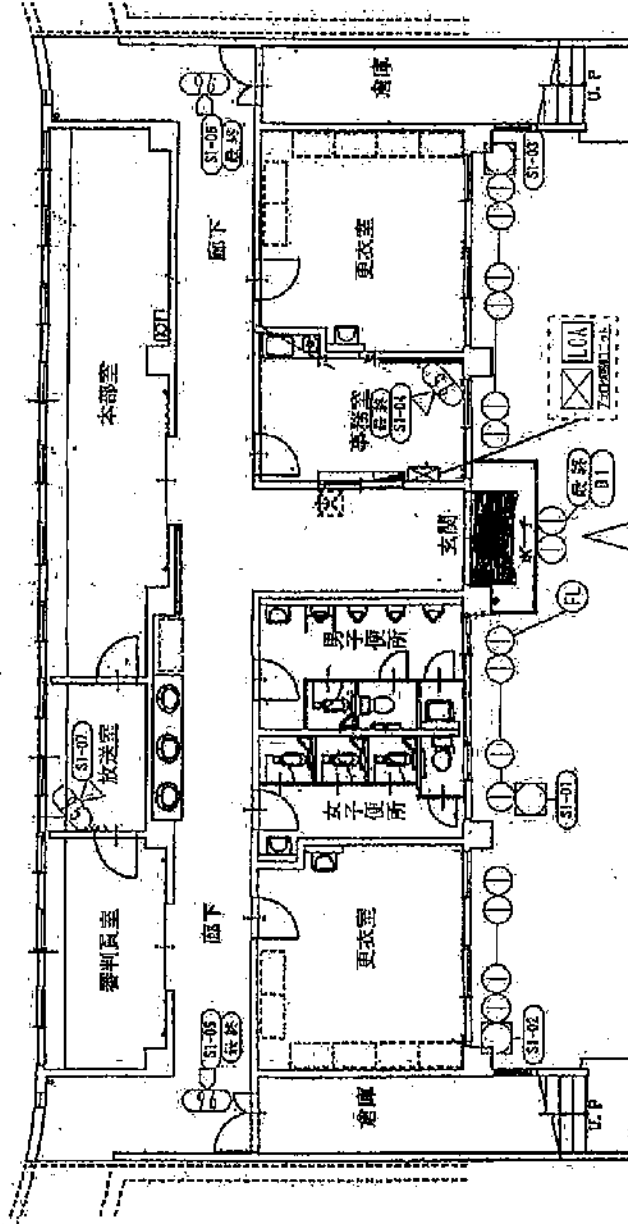
甲および契約物件利用者の個人に関する、または甲および契約物件利用者の機密に関する画像、音声等の情報を、甲が乙に提供した場合（甲の同意のもと乙が入手した場合を含む）または甲が閲覧、聴取等した場合、甲は、当該個人または機密情報保有者から乙に対して何らかの申し入れ・苦情があったとしても、自己の責任で処理し、乙に迷惑をかけないものとする。

（その他の事項）

第6条 甲は、下記事項を了承するものとする。

- ①甲は、停電、通信回線の変更・不通、警察・消防署からの通知その他乙の業務提供に関係すると甲において認められる事項を、その都度遅滞なく乙に通知するものとする。
- ②甲は、その管理下にある者（甲が入場を認めた方および契約物件入居者を含む）による警報機器の操作について管理し、その操作過誤については、すべて甲の責任で処理するものとする。
- ③甲は、警報機器のセットまたは解除ができない場合は、乙に電話連絡するものとする。
- ④甲は、警報機器をセットする場合は、契約物件について扉・窓等の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガス・水道等の元栓、灰皿等の火気その他を点検し、異常がないことを確認するものとする。
- ⑤乙が契約物件の火災監視を乙と第三者との警備契約に基づき行う場合は、甲は、乙が乙と第三者との間の火災監視業務に関する契約に基づき、火災の有無の点検のため、契約物件に入場することをあらかじめ認めるものとする。
- ⑥ガラスセンサーを設置する場合は、甲の要望がある場合を除き、契約終了等の場合に乙は撤去しないものとする。（乙は所有権を放棄する）ガラスセンサーを甲の要望で撤去する場合、ガラスへの損傷について乙は責任を負わないものとする。また、ガラスセンサーが設置されているガラス部分が解除中に破壊されたときは、甲は乙に連絡するものとする。連絡がなく当該破壊部分に起因して損害が発生した場合についても乙は責任を負わないものとする。

(横とじ制)



備考 CHK0920	万配	非常用取用警報機部使用条件		図名 平面図	作成年月日 2021.04.01
		機 種 型 番 号 PDR0920000107	機 種 番 号 M447905	図番 M447905	作成者 M447905

別 紙

保安管理業務の細目及び基準

I. 保安管理業務の細目

1. 相互の通知

(1) 甲は、次に掲げる場合は、その具体的内容をただちに乙に通知するものとします。

- ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ② 低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」といいます。）を設置しており、絶縁監視装置が警報を発した場合
- ③ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ④ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
- ⑤ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域等を変更する場合
- ⑥ 相続等により権利義務の承継があった場合
- ⑦ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」といいます。）以外の者が高圧電気設備に近接して、作業を行おうとする場合
- ⑧ 電気事業法第 107 条第 4 項に基づく立入検査を受ける場合
- ⑨ 電気工作物の保安に関する書類を所管官庁に提出する場合
- ⑩ 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は訓練を行う場合
- ⑪ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
- ⑫ 代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
- ⑬ 電気事業者との契約電力を変更する場合
- ⑭ その他電気工作物の保安に関し、必要な場合

(2) 乙は、次の事項を甲に通知するものとします。

- ① 乙の執務時間内における乙への連絡方法
- ② 乙の執務時間外における乙への連絡方法
- ③ その他必要な事項

2. 危険物のある場合等の通知

甲は、爆発性、可燃性及びその他の危険物質等を貯蔵し、又は取扱う場合、又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく乙に通知するものとします。

3. 実施日程等

- (1) 乙は、自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（以下「契約書」といいます。）第 2 条第 1 項第 1 号に定める業務を、原則として平日の乙の執務時間に実施するものとし、あらかじめ甲に対して実施予定日を通知するものとします。
- (2) 甲は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとします。
- (3) 年次点検等の実施において、電気事業者の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、電気事業者に対する手続きは、乙が行うことができるものとします。

4. 事業場内の立入り等

乙は、保安管理業務を行うため、必要に応じて甲の事業場内に立ち入ることができるものとします。この場合において、乙は、甲の服務規律を尊重するものとします。

5. 記録の確認等

乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとします。

6. 絶縁監視装置等を設置する場合

甲、乙協議のうえ、絶縁監視装置等を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 乙が所有する絶縁監視装置等は、乙が甲の事業場に設置するものとします。
- (2) 甲は、絶縁監視装置等を設置する場所の提供、電灯配線など既存の施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (3) 絶縁監視装置等及び設置工事に要する費用は、原則として乙の負担によるものとします。
- (4) 絶縁監視装置等の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (5) 甲は、絶縁監視装置等を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。
- (6) 絶縁監視装置の警報を、甲の加入電話回線を利用して、乙の事業所に自動通報する場合の電話料は、甲が負担するものとします。

7. 絶縁監視装置等の撤去

乙は、次のいずれかに該当する場合は、甲、乙協議のうえ、絶縁監視装置等を撤去するものとします。

- (1) 絶縁監視装置の設置が不適当な電気工作物となった場合、又は絶縁監視装置等による監視が不能となった場合
- (2) 契約の解除又は契約が失効した場合

8. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の確認

乙は、契約書第1条に掲げる電気工作物が「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）Ⅱ.

2.（1）」に掲げる、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを、年次点検等において確認を行うこととします。

9. 備品等の整備

甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

10. 契約の発効

この契約に伴い、新たに電気事業法施行規則第52条第2項に定める外部委託承認を受ける場合は、有効期限にかかわらず承認日をもってその効力を生じるものとします。

11. 契約の消滅

この契約は、次のいずれかに該当する場合には、消滅するものとします。

ただし、本条の履行にあたっては、契約の失効に該当する場合を除き、甲は、電気事業法第43条第1項又は第2項の規定を遵守するものとします。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

12. 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

(1) 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議の上、甲は速やかに改修するものとします。

(2) 前項の不安全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとします。

(3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検及び測定・試験を実施しないことがあります。

(4) 乙は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができるものとします。

13. 合意管轄

甲及び乙は、この契約に関する紛争解決について、富山地方裁判所又は、乙が選択する乙の事業所の所在地を管轄する地方裁判所を、管轄裁判所とすることに合意します。

II. 点検及び測定・試験の基準等

1. 定期点検

定期的な電気工作物の点検及び測定・試験は、原則として甲の保安規程に定める定期点検について行うものとします。

定期点検は、あらかじめ定期的に予定し、次のとおり行うものとします。

- (1) 月次点検； 定められた点検周期に基づき、甲又はその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったかの問診を行い、通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検のほか計測器測定により点検を行う。
- (2) 年次点検； 電気工作物を維持するために、原則として年1回停電し、目視点検及び計測器により点検し、設備ごとの個別機能を検査する。ただし、停電できない場合は、無停電で目視点検に併せて計測器により、設備の総合機能を点検する。なお、この場合は、3年に1回停電して点検を行う。

2. 臨時点検

電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ点検及び測定・試験を行うものとします。

なお、電気事故その他前項の場合において、乙が行う応急措置（送電停止、電気工作物の切り離し等）の指導は、甲又は電気事業者の通知に基づいて、電話連絡又は保安業務担当者等の派遣により行います。この場合、甲は、乙が応急措置の指導を行うために必要とする電気事故の発生箇所、異常の状況その他の情報を、的確に乙に連絡するものとします。

3. 立入検査の立会

所管官庁が電気事業法第107条第4項に基づいて行う立入検査には、その都度甲の通知に基づいて、乙が保安業務担当者等を派遣して立会うものとします。

4. 設計の審査

工事の設計審査は、甲の通知を受けて、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合、不適合について、その都度行うものとします。

5. 工事中の点検

工事中の点検は、原則として甲の保安規程に定める工事中の点検について行うものとし、甲の通知を受けて毎週1回行い、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合状況及び施工状況を確認し、指導又は助言を行うものとします。

6. 竣工検査

竣工検査は、原則として甲の保安規程に定める竣工検査について、甲と乙が協議の上、実施するものとします。

なお、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合状況及び施工状況を確認し、指導又は助言を行うものとします。

7. 絶縁監視装置を設置している場合

乙が、甲に絶縁監視装置を設置している場合は、「絶縁監視装置の性能・保守点検及び警報発生時の応動に関する説明書」により適切に対処します。

なお、乙は警報発生時の受信の記録を3年間保存します。

8. 落雷又は水災による損害のてん補

乙は、甲の高圧受電設備が落雷又は水災により損傷した場合は、乙において加入する「損害保険」で、その修理費をてん補するものとします。

ただし、高圧受電設備に高圧避雷器を設置していない事業場（地中配電線路から引き込む高圧受電の事業場は除く）で落雷により損傷した損害、及び低圧受電の事業場は、適用しません。「損害保険」（以下「受電設備保証保険」といいます。）の内容は次のとおりとします。

- (1) 修理費のてん補対象機器は、電気事業者との責任分界点から受電設備内の低圧配線用遮断器又は、開閉器2次側までの機器とします。
ただし、1976年製以前の高圧ケーブル、及び架空線は除きます。
- (2) てん補限度額：1事故あたり200万円（免責額2万円は、甲の負担となります。）
- (3) 改修指摘を行った日から3ヶ月以内に改修委託がなされていない機器に発生した損害はてん補できません。

なお、受電設備保証保険の内容等の変更については、乙は甲の了解を得ず変更できるものとし、変更が生じた場合は、甲に変更内容を通知いたします。

以上

令和7年度 8月 勤務表

7月	A	B	C	D	E	備考
11日 金					休	PM富山高校野球部
12日 土	休		休	休		ろうきん旗争奪戦（兼県学童野球）
13日 日	休	休	休			第70回都市対抗・代表決定戦
14日 月	休	休	休	休	休	《 休館日 》
15日 火						
16日 水					休	PM富山大学硬式野球部
17日 木					休	
18日 金						
19日 土		休		休	休	ろうきん旗争奪戦（兼県学童野球）
20日 日	休	休	休			第70回都市対抗・代表決定戦
21日 月	休	休		休		《 グラウンド整備 》
22日 火	休	休	休	休	休	《 振替休館日 》
23日 水					休	《 グラウンド整備 》
24日 木					休	《 グラウンド整備 》
25日 金						《 グラウンド整備 》
26日 土		休		休	休	富山県民スポーツ大会・中学軟式
27日 日	休	休	休			富山県民スポーツ大会・中学軟式
28日 月	休	休	休	休	休	《 休館日 》
29日 火					休	中部日本・中学代表決定戦
30日 水						中部日本・中学代表《予備日》
31日 木						
8月	A	B	C	D	E	備考
1日 金					休	
2日 土	休		休	休		熊野メッツJr.
3日 日	休	休	休			県下クラブ対抗
4日 月	休	休	休	休	休	《 休館日 》
5日 火						
6日 水					休	
7日 木					休	
8日 金						
9日 土	休	休			休	谷永旗争奪学童野球大会
10日 日		休	休	休		谷永旗争奪学童野球大会

屋内競技場 収支内訳

別紙 4

費目	摘要
消耗品費	コピー代
燃料費	LPガス代
光熱水費	電気代
	上下水道料
修繕料	アリーナ観客席カバー代
	その他（管理・事務用品）
	アリーナ床面塗装修繕
	アリーナ多目的トイレシャワートイレ取替修繕
	ワイヤレスマイクアンテナ保護カバー取付修繕
	外灯不良取替修繕
	起動ボタン・ダイヤフラム・止水栓交換
	業務用ノートパソコンバッテリー取替修繕
	券売機紙幣識別装置交換
	男子更衣室エアコン修繕
	防火シャッター危険防止連動中継器用 バッテリー交換
	両開き扉目板取付直し
通信運搬費支出(事業)	
保険料	施設賠償責任保険
手数料	バスケットボールゴール保守点検 他
委託料	一般廃棄物運搬処理業務委託
	機械警備委託料
	総合保守管理業務委託
使用料及び賃借料	マットリース料
	券売機リース料
租税公課	償却資産税他